

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則

則

(平成二十五年十二月十八日国立国会図書館規則第六号)

改正 平成二十八年 三月二十三日国立国会図書館規則第三号

同 二十八年 三月二十三日同 第四号

同 二十九年十二月二十一日同 第八号

同 三十一年 二月 八日同 第一号

令和 三年 三月二十三日同 第一号

同 四年 三月二十九日同 第四号

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 視覚障害者等用データの視覚障害者等への送信(第六条―第八条の二)

第三章 視覚障害者等用データの図書館等への送信(第九条―第十二条の二)

第四章 学術文献録音テープ等の図書館等への貸出し(第十三条―第二十条)

第五章 視覚障害者等用資料の作成(第二十一条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)が収集(作成を含む。

第二十一条第一項において同じ。)をした視覚障害者等用

データ(視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)の利用に供するために

作成された図書その他の図書館資料と同等の内容を有する情報であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下同じ。)を一般公衆又は図書館等に送信する場合の取扱い及び館が所蔵する学術文献録音テープ等(視覚障害者等の利用に供

するために館が学術文献(館が所蔵する専門的な学術文献をいう。以下同じ。)を録音して作成した磁気テープ又は光ディスクをい

う。以下同じ。)を図書館等に貸し出す場合の取扱いについては、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(一般公衆で視覚障害者等用資料を利用することができる者)

第二条 一般公衆で視覚障害者等用データ及び学術文献録音テープ等(以下「視覚障害者等用資料」という。)を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者

二 前号に掲げる者のほか、心身の障害その他の理由により視覚障害者等用資料の利用によらなければ図書その他の図書館資料

の利用が困難であるとして館長が定める者

(視覚障害者等用資料の送信及び貸出しに係る業務の休止)

第三条 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、視覚障

害者等用資料の送信及び貸出しに係る業務の一部又は全部を休止することができる。この場合においては、やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ公示するものとする。

(視覚障害者等用資料の送信及び貸出しの制限)

第四条 館長は、利用の制限等（国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第七条に規定する利用の制限及び利用態様の変更をいう。第二十二条第二項第一号において同じ。）をした図書その他の図書館資料に係る視覚障害者等用資料の送信及び貸出しを行わないものとし、又は当該視覚障害者等用資料の送信及び貸出しについて一定の条件を付することができる。

(視覚障害者等用資料の送信及び貸出しの停止)

第五条 館長は、この規則その他館長が定める規定に違反した者、職員の指示に従わない者その他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をした者に対し、視覚障害者等用資料の送信及び貸出しの一部又は全部を停止することができる。

第二章 視覚障害者等用データの視覚障害者等への送信

(登録)

第六条 視覚障害者等用データの送信を受けることができる視覚障害者等は、第二条に規定する者であって、次に掲げるもの（以下「対象視覚障害者等」という。）とする。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発

行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（第九条第一項第二号において「条約」という。）の締約国である外国（同号において「条約締約国」という。）に住所を有する者

- 2 対象視覚障害者等が、視覚障害者等用データの送信を受けようとするときは、あらかじめ、館長が別に定めるところにより、申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を提出し、若しくは送信して、又は情報システム（視覚障害者等用資料の利用に係る館の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用いて申請を行い、登録を受けなければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、別に定める事項への同意を求めることができる。

- 3 対象視覚障害者等は、前項の申請に際し、自己の氏名、住所、年齢及び第二条各号のいずれかに該当することを証明しなければならない。

- 4 館長は、第二項の申請を受理したときは、当該申請を行った対象視覚障害者等について送信登録利用者としての登録をするとともに、当該送信登録利用者に対し、その識別番号その他の事項を記載した登録証（当該登録証に記載すべき事項を記録した電磁的

記録を含む。第八項において同じ。）及び暗証番号を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。同項において同じ。）を交付し、送付し、又は送信するものとする。

5 送信登録利用者は、館に登録された情報に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該送信登録利用者に対し、自己の氏名、住所及び第二条各号のいずれかに該当することの証明を求めることができる。

6 送信登録利用者は、登録証及び暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、また、その識別番号及び暗証番号をみだりに他に漏らしてはならない。

7 送信登録利用者は、登録証を紛失し、若しくは破損したとき又はその識別番号及び暗証番号が他に漏れたとき若しくはそのおそれのあるときは、直ちに、その旨を館に届け出なければならない。

8 館長は、前項の規定による届出があったときは、登録証の再交付、暗証番号を記載した書面の再交付その他の必要な措置を採るものとする。

9 館長は、送信登録利用者が第六項に規定する義務に違反したことにより生じた損害について、当該送信登録利用者に対し、その賠償を求めることができる。

10 送信登録利用者の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

11 前項の有効期間は、送信登録利用者が所定の手続を行うことにより更新することができる。この場合においては、第五項後段の規定を準用する。

第七条 館長が送信を行うことを不相当と認めた視覚障害者等用データは、送信登録利用者への送信を行わない。

（送信を受ける手続）

第八条 送信登録利用者は、情報システムを用いて、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

2 前項の方法により視覚障害者等用データの送信を受けることができない場合には、送信登録利用者は、電子メールを用いる方法その他館長が別に定める方法により、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

（登録の取消し）

第八条の二 館長は、送信登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第二項の登録を取り消すことができる。

- 一 第六条第二項の登録の取消しを求める申請をしたとき。
- 二 対象視覚障害者等に該当しなくなったとき。
- 三 この章の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときその他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第三章 視覚障害者等用データの図書館等への送信

（送信を受けることができる図書館等）

第九条 第六条第一項に規定する対象視覚障害者等のほか、次に掲

げる施設又は機関（次項及び第十二条の二第二号において「図書館等」という。）のうち、視覚障害者等用データの送信を受けることについて館の承認を受けたもの（以下「送信承認館」という。）は、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項に規定する視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものが設置する施設

二 条約締約国における条約第二条（c）に規定する権限を与えられた機関

2 前項の承認を受けようとする図書館等は、館長が別に定めるところにより、当該図書館等が定めた利用規則等を添付して、申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第四項において同じ。）を館に提出し、又は送信しなければならぬ。

3 館長は、第一項の承認をしたときは、当該承認に係る送信承認館に対し、その識別番号及び暗証番号（以下この条において「識別番号等」という。）その他の事項を通知するものとする。

4 送信承認館は、第二項の申請書に記載し、又は記録した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。

5 送信承認館は、識別番号等を善良な管理者の注意をもって管理

しなければならない。

6 送信承認館は、識別番号等が他に漏れたとき又はそのおそれのあるときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

（送信を行わない視覚障害者等用データ）

第十条 第七条の規定は、送信承認館への送信について準用する。

（送信を受ける手続）

第十一条 送信承認館は、当該送信承認館が第二条の規定により視覚障害者等用データを利用することができる者であると確認した者（次条において「確認視覚障害者等」という。）の利用に供するため、情報システムを用いて、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

2 前項の方法により視覚障害者等用データの送信を受けることができない場合には、送信承認館は、電子メールを用いる方法その他館長が別に定める方法により、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

（送信を受けた視覚障害者等用データの利用）

第十二条 送信承認館は、送信を受けた視覚障害者等用データを、当該送信承認館が定めた利用規則等に基づいて、確認視覚障害者等の利用に供するものとする。

（送信承認館の承認の取消し）

第十二条の二 館長は、送信承認館が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 第九条第一項の承認の取消しを求める申請をしたとき。
- 二 図書館等に該当しなくなったとき。

三 この章の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときその他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第四章 学術文献録音テープ等の図書館等への貸出し

(貸出しを受けることができる図書館等)

第十三条 学術文献録音テープ等の貸出しを受けることができる者は、第九条第一項第一号の施設(次項及び第二十条第二号において「図書館等」という。)のうち、学術文献録音テープ等の貸出しを受けることについて館の承認を受けたもの(以下「貸出承認館」という。)とする。

2 前項の承認を受けようとする図書館等は、館長が別に定めるところにより、当該図書館等が定めた利用規則等を添付して、申請書(当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第四項において同じ。)を館に提出し、又は送信しなければならぬ。

3 館長は、第一項の承認をしたときは、当該承認に係る貸出承認館に対し、その識別番号及び暗証番号(以下この条において「識別番号等」という。)その他の事項を通知するものとする。

4 貸出承認館は、第二項の申請書に記載し、又は記録した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。

5 貸出承認館は、識別番号等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

6 貸出承認館は、識別番号等が他に漏れたとき又はそのおそれあるときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

(貸出しの申込み)

第十四条 貸出承認館は、第二条に規定する者から学術文献録音テープ等の利用の申込みを受けたときは、館に当該学術文献録音テープ等の貸出しを申し込むことができる。

2 前項の規定による貸出しの申込みは、館長が定める貸出申込票(当該貸出申込票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を提出し、若しくは送信して、又は情報システムを用いて、行わなければならない。

(貸し出すことのできる学術文献録音テープ等の数)

第十五条 貸し出すことのできる学術文献録音テープ等の数は、未返却のものを含め、図書から作成したものにあっては図書五点到相当する数以内、逐次刊行物から作成したものにあっては論文五点到相当する数以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、その数を増減することができる。

(貸出期間)

第十六条 学術文献録音テープ等の貸出期間は、二月以内とする。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の期間は、館がその学術文献録音テープ等を発送する日から

ら受領する日までの期間とする。

- 3 館長は、必要があると認めるときは、貸出期間内であっても、貸出しをした学術文献録音テープ等の返却を求めることができる。
- 4 前項の規定により学術文献録音テープ等の返却を求められた貸出承認館は、直ちに、当該学術文献録音テープ等を返却しなければならぬ。

(学術文献録音テープ等の貸出し及び返却)

- 第十七条 学術文献録音テープ等の貸出し及び返却は、郵便によるものとする。

(貸出しを受けた学術文献録音テープ等の管理)

- 第十八条 学術文献録音テープ等の貸出しを受けた貸出承認館は、当該学術文献録音テープ等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出しを受けた学術文献録音テープ等の亡失又は損傷)

- 第十九条 学術文献録音テープ等の貸出しを受けた貸出承認館は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

- 一 貸出しを受けた学術文献録音テープ等がその受領時に亡失し、又は損傷していたとき。
- 二 貸出しを受けた学術文献録音テープ等がその保管中に亡失し、又は損傷したとき。
- 三 貸出しを受けた学術文献録音テープ等がその返送中に亡失し

又は損傷したことを知ったとき。

- 2 学術文献録音テープ等が亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が当該学術文献録音テープ等の貸出しを受けた貸出承認館の責めに帰すべき事由によるものであるときは、館長は、別に定めるところにより、当該貸出承認館に対し、当該学術文献録音テープ等の修復又はその損害の賠償を求めることができる。

(貸出承認館の承認の取消し)

- 第二十条 館長は、貸出承認館が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 第十三条第一項の承認の取消しを求める申請をしたとき。
- 二 図書館等に該当しなくなったとき。
- 三 この章の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときその他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第五章 視覚障害者等用資料の作成

(視覚障害者等用資料の作成に係る手続等)

- 第二十一条 送信承認館は、学術文献の視覚障害者等用データのうち館が収集をしていないものについて、館長が定める作成申込票(当該作成申込票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を提出し、又は送信して、館に当該視覚障害者等用データの作成を申し込むことができる。

- 2 貸出承認館は、第十四条第一項に規定する場合において、同項

の利用の申込みに係る学術文献録音テープ等がないときは、館長が定める作成申込票（当該作成申込票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を提出し、又は送信して、館に当該学術文献録音テープ等の作成を申し込むことができる。

3 館は、前二項に規定する作成の申込みを受けたときは、次条第一項又は第二項に規定する場合を除き、学術文献を原本として、視覚障害者等用資料を作成するものとする。

（視覚障害者等用資料を作成しない場合）

第二十二条 館は、前条第一項及び第二項の規定による作成の申込みを受けた場合において、当該申込みが次の各号のいずれかに該当する文献に係るものであるときは、これに応じないものとする。

- 一 小説、詩歌、戯曲の類
- 二 一般的な入門書、概説書、教養書の類
- 三 教科書、各種試験参考書の類
- 四 はり、きゆう、音曲その他の実技の指導書の類
- 五 前各号に掲げる文献のほか、学術文献に該当しないと認められるもの

2 館は、前条第一項及び第二項の規定による作成の申込みを受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じないことができる。

一 作成の申込みを受けた視覚障害者等用資料に係る学術文献が

利用の制限等をしたものであるとき。

二 作成の申込みを受けた視覚障害者等用資料に係る学術文献が図、数表、写真等を多く含むため、当該視覚障害者等用資料の作成作業が著しく困難と認められるとき。

三 視覚障害者等用資料の作成に多大な時間を要するため、他の作成作業に著しく支障を来すと認められるとき。

四 その他やむを得ない事情により視覚障害者等用資料を作成できないとき。

3 館は、前二項の規定により作成の申込みに応じないこととしたときは、速やかに、当該申込みを行った送信承認館又は貸出承認館に対し、その旨を通知するものとする。

（視覚障害者等用資料を作成した場合の通知等）

第二十三条 館は、第二十一条第一項の規定による作成の申込みを受けて視覚障害者等用データを作成したときは、速やかに、当該申込みを行った送信承認館に対し、その旨を通知するものとする。

2 館が第二十一条第二項の規定による作成の申込みを受けて学術文献録音テープ等を作成したときは、館が当該学術文献録音テープ等の作成を完了した時に、当該申込みをした貸出承認館から第十四条第一項の規定による当該学術文献録音テープ等の貸出しの申込みがあったものとみなす。

（申込みを受けないで視覚障害者等用資料の作成）

第二十四条 館は、第二十一条第三項の場合のほか、第二章若しくは第三章の規定による送信の用に備える必要があると認めるとき又は前章の規定による貸出しの申込みに備える必要があると認めるときは、学術文献を原本として、視覚障害者等用資料を作成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(国立国会図書館学術文献録音テープ等利用規則の廃止)

2 国立国会図書館学術文献録音テープ等利用規則（昭和五十年国立国会図書館規則第三号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前にした前項の規定による廃止前の国立国会図書館学術文献録音テープ等利用規則の規定による申請、承認、申込み、貸出しその他の行為は、この規則の相当の規定によつてした申請、承認、申込み、貸出しその他の行為とみなす。

附 則（平成二十八年三月二十三日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十三日国立国会図書館規則第四号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十一日国立国会図書館規則第八号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年一月五日から施行する。「以下略」

附 則（平成三十一年二月八日国立国会図書館規則第一号）

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年二月八日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の国立国会図書館資料利用規則若しくは第二条の規定による改正前の国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則に規定する様式による掲載許可申請書、展示・放映許可申請書及びインターネット・ホームページ等許可申請書又は第三条の規定による改正前の国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（以下「旧視覚障害者等規則」という。）に規定する様式による視覚障害者等用データ利用者登録申請書は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

3 この規則の施行前にされた旧視覚障害者等規則第六条第四項の規定に基づく視覚障害者等用データ利用者登録の抹消を求めた申請であつて、この規則の施行の際まだその処理がされていないものは、第三条の規定による改正後の国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則第八条の二第一号に基づく申請とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧視覚障害者等規則第十三条第一項の規定により学術文献録音テープ等の貸出しを受けることができる

図書館等としての承認を受けている図書館等は、第三条の規定による改正後の国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則第十三条第一項の規定により学術文献録音テープ等の貸出しを受けることができる図書館等としての承認を受けた図書館等とみなす。

附 則（令和三年三月二十三日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日国立国会図書館規則第四号）

この規則中第一条及び第二条（国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則第四条及び第二十二条第二項第一号の改正規定に限る。）の規定は令和四年五月十九日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。